

行政常任委員会報告

平成 27 年 3 月 5 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 避難所備蓄品整備について
- (2) 災害時における災害応急復旧業務に関する協定の締結について
- (3) その他

2 教育委員会

- (1) 夕張市幼稚園設置条例の一部改正について
- (2) 夕張市南部市民体育館の指定管理者の指定取消しについて
- (3) その他

3 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例等の一部改正について
- (2) 夕張市都市公園条例の一部改正について
- (3) 降雪状況について
- (4) その他

4 保健福祉課

- (1) 第 6 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画について
- (2) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (3) 夕張市保育の実施に関する条例の廃止について
- (4) 認可保育所の利用者負担（保育料）について
- (5) 夕張市子ども・子育て支援事業計画について
- (6) 第 2 次夕張市障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画について
- (7) 生活困窮者自立支援法の施行について
- (8) その他

5 市民課

- (1) 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (2) 夕張市汚泥再生処理センター設置条例の制定について
- (3) 南清浴場の閉鎖について
- (4) その他

6 まちづくり企画室

- (1) C B M（炭層メタンガス）を活用したまちづくり市民フォーラムの概

要について

- (2) 平成 27 年度民間賃貸住宅建設事業者の募集スケジュールについて
- (3) その他

7 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) その他

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（0名）

【消防本部】

- 1. 避難所備蓄整備について
- 2. 災害時における災害応急復旧業務に関する協定の締結について
- 3. その他

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防次長)

消防本部から、2件報告いたします。

まず初めに、避難所備蓄品整備について報告いたします。

資料1をごらんください。

平成 27 年 2 月 24 日、火曜日に文化スポーツセンター、夕張中学校、特定非営利活動法人あ・りーさだの 3 の施設にディーゼル発電機、メタハラサークルライト、三脚、コードリール、ガソリン携行缶、車いす、救急箱をそれぞれ配備いたしました。

なお、沼ノ沢紅葉山地区の備蓄につきましては、当初の予定では沼ノ沢農

業研修センターを予定しておりましたが、発電機が思っていたより低い価格で購入することができたことにより、さきに報告いたしました備蓄品の追加整備をすることができたのですが、農業研修センターにはこれらの備蓄品全てを収容することができるスペースがなかったことから、近隣避難所のありさだにおいて備蓄することにしたものです。

この件についての報告は以上です。

続きまして、災害時における災害応急復旧業務に関する協定の締結について報告いたします。

資料2をごらんください。

平成27年2月16日月曜日に、株式会社夕電と夕張市は災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合に必要とする車両、電気設備機械、資材及び人員等について協定を締結いたしました。

協力可能資機材については、表記のとおりとなっております。

消防本部からの報告は以上です。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(消防次長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

熊谷委員。

(熊谷委員)

その他をお願いします。

末広の地域の方たちとお話する機会がありまして、非常に不安になったことが何点かありましたのでお聞きしたいと思います。

少し前に本町のあたり崖崩れがあって、旧夕張小学校のほうに避難するということが一度ありました。そのときに、末広の地域の方たちのところに消防自動車で広報が回ったと、それでこういう状況なので避難してくださいというアナウンスで、避難先は旧夕張小学校ですというふうに言われたということでした。

そこで、実際に末広のゆうきんの川の向こう側のほうからだったのですが、そこまで歩いて活けない高齢者の方たちも多いと、行くこともないねといって避難しなかったのだけれども、実際にもっと大変な事故があって、そういう災害があったときに末広生活館が一番近いけれども閉鎖されている、それ

からはばたきなどの集会所は、それはそこのものだ。自分たちは本当にどこに行けば安心して避難できるだろうかというのが一つです。

それともう一つは、広報が消防自動車だったので、なかなか普通の市で使っている広報カーだったとすれば、行ってちょっと済みませんと言って話を聞けるのだけれども、なかなか消防車だとそうもいかない状況だったと。それで、ちょっと不安に思っているのだということで、実際に避難をしなくてはいけないときに、このままだったら不安だということでした。

それから、どういった備蓄品がちゃんと用意されていて、本当に安心して避難できるのかというのもこういう状況ですから、そういう不安もあると。

ということで、今、全てお答えでなくてもいいのですけれども、今後そういう不安があるということについて検討して、解消していけるような方向でお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(消防長)

わかりました。

それで、避難については緊急を要する避難指示等を出した場合については、こちらのほうで避難する場所を的確に指示したいと思っておりますし、また消防車については災害出動ではありませんので、もし今度こういう話があるときには気兼ねなく声をかけて聞いてもらうようにしてください。

それと、避難備蓄品については最低 3 日間の備えは十分に用意しておりますので、その辺は安心してもらって、ただ、それ以降についてはいつも言っているとおり各自のほうで用意してくださるようお願いしてもらえれば幸いです。

その辺については……

(熊谷委員)

ぜひ丁寧に、その住民各自が本当に安心できるような状況でお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 夕張市幼稚園設置条例の一部改正について
2. 夕張市南部市民体育館の指定管理者の指定取消しについて
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長より報告させますので、よろしくお願いいたします。

(教育課長)

それでは、まず 1 点目であります、夕張市幼稚園設置条例の一部改正についてであります。資料 1、1 ページと 2 ページに改正案、そして 3 ページから 5 ページ、新旧対照表、6 ページにはユーパロ幼稚園の保育料案を添付しております。

本件は、質の高い幼児期の学校教育、保育の統合的な提供、保育の量の拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、この子育て支援法が平成 24 年度に制定されたことに伴い、公立幼稚園においては同法の施行以来、平成 27 年 4 月 1 日より同法に基づく幼稚園運営を行うことが義務づけられていることから、夕張市幼稚園設置条例の一部を改正しようとするものであります。

3 ページの新旧対照表をごらんください。

表の左側であります。現行ということになっております。右側が改正案であります。

まず、第 4 条見出しであります。現行、入園料及び保育料とありますけれども、新制度では入園料については、教育に要する費用の対価は所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより、賄うことが基本となりますので、入園時での徴収はせず、月々の保育料に含めることとするため、改正案では保育料とするものであります。

なお、第 4 条保育料は、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号の制令で定める額を限度として、規則で定める額とあります。

続きまして、第 5 条であります。現行は入園料の徴収にかかる条文となっておりますけれども、先ほど説明をしたとおり、入園料を徴収しなくなることから、これを削除し、現行では今まで規定をしておりませんでした預かり保育を新たに規定するものであります。

次に、第 6 条第 2 項第 2 号につきましては、法律の 及び条ずれの修正であります。

次に、第 7 条であります。現行、保育料等の減免となっておりますが、第 4 条及び第 5 条関係で説明したように、入園料がなくなり、減免に該当する者の保育料のみとなることから、保育料等の減免を保育料の減免に改正するものであります。

また、第 4 条でも触れましたが、保育料の額は今まで一律であったものから、所得段階に応じた額となることから、所得状況に対して保育料の補助を行ってまいりました就園奨励事業も新制度では廃止となることから、第 7 条第 1 項を削除し、改正案のとおりとするものであります。

次に、第 8 条ですが、これも入園料がなくなることから、保育料等の還付を保育料の還付に改めるものであります。

次に、第 9 条であります。これについては文言の整理ということでございます。

続いて、附則についてであります。施行期日、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、経過措置として改正後の夕張市幼稚園設置条例の規定は、この条例のほうの以後の取り組みについて適用し、同日 保育料及び入園料については、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、保育料については、第 4 条で規則で定める額としておりますが、本年 1 月 29 日の行政常任委員会にて説明いたしました保育料から一部変更になる部分があります。6 ページをごらんください。

この表につきましては、幼稚園にかかる保育料の一覧でありますけれども、左側から新制度における国基準、それから夕張市案、それから一番右側が夕張ユーパロ幼稚園保育料となっております。

本年 1 月 21 日、平成 27 年度予算案が国から示され、低所得者世帯への支援として第 2 階層、この表でいいますと②の部分になりますけれども、利用者負担額の国の基準が当初 9,100 円であったものから 3,000 円に引き下げられております。当市といたしましても、この有無に関しましては国の基準と同様に 3,000 円とするものであります。

現在、夕張私立幼稚園園即の改正については、作業中でありますけれども、今月、3 月の定例教育委員会に提案をし、教育決定をしたりと考えておりますので 願います。

なお、夕張市幼稚園設置条例の一部改正につきましては、第 1 回定例市議会に提案を予定しておりますのであります。

1 につきましては以上であります。

続きまして、2 の夕張市南部市民体育館の指定管理者の指定取消しについてであります。7 ページ、資料をごらんください。

平成 27 年 2 月 9 日付けで夕張市南部市民体育館の指定管理者であります、南部商工振興会会長の杉山勝美さまから、夕張市南部市民体育館の管理運営に関する協定書に基づき、夕張市南部市民体育館指定管理の対処について協議書の提出がありました。

申し出の折につきましては、報告、記載されているとおりであります。

夕張市南部市民体育館については、平成 6 年度から夕張市が南部商工会に管理を委託していたものであり、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者として運営を行っていただいているところではありますが、年々利用者数が減り、これに伴い収入の確保が厳しくなったことから、新年度以降の運営を続けていくことが困難であると指定管理者が判断したことにより、申し出があったものであります。

市といたしましては、夕張市にある市民体育館の運営については、ここ数年で利用者が激減し、収入の確保が厳しい中、今後の経費の捻出が困難と判断し、夕張市南部市民体育館の管理運営に関する協定書、第 7 条第 1 項第 3 号の施設の指定管理者として管理業務の継続することがで適当でないと認められるとき、該当するため指定管理者の指定を取り消すこととしたいと考えております。

ただし、協定書、第 7 条第 6 項の指定管理者の指定が取り消された場合における損害賠償につきましては後日、現場を確認をし、決定をしたいと考えております。2 は以上です。

その他、3 についてはありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(藤倉委員)

質問をします。4 件のことです。条例 7 条、新旧比較表ですけれども、どういう意図があるのか、第 7 条 9 の古いほうでは、市長は就園費の奨励、幼稚園に入れる就園費の奨励と園児に属する世帯の所得の状況に応じて、別途定める基準による保育料を減免するものとすることができると、こうありますけれども、今度、新は全部カットされて、市長は特別の事情があると認めるときは保育料を減免することができるというふうに簡素化しますけれども、前にある就園の奨励とか、園児の属する世帯の所得、こういうことをカットして簡素化してありますけれども、何かここには意図があるのですか。

(教育課長)

藤倉委員の質問にお答えをいたします。

今の就園奨励費の関係になりますけれども、今回は新しい保育料につきましては所得に応じた額で保育料を定めるというような形になりますので、所得の少ない方に関しては保育料は少なくなるというような形になります。

就園奨励費が支給されて減額となると同じような形になりますので、就園奨励費自体は廃止になるというようなことです。

(藤倉委員)

それでは確認しますけれども、新旧の今度の新のほうは既に園児に属する世帯の所得をもっと考慮した保育料に変えられていくと、そういうことですね。

では、そのこれはちょっと決してけちつけるわけではありませんが、就園奨励、これは一般家庭の子どもさんなら 考えていいわけ、実際はしっかりと就園の奨励をうたって、所得の減免をうたっている者をあえて就園の奨励をカットしてしまって、先の特別な場合に限りというような、ちょっとこれはいささか表現としてはこれでよしとするのか、私はちょっと余り簡素化し過ぎるなど、これはやはりタイトルとしても入れておくべきことではないですか。やはり市長は就園の奨励するところは当たり前、これは大事なことなので、これはやはりカット要らないのではないかと思うけれども、その辺は文書の流れでしょうから、そこまで請求しませんが意図するところがわかりました。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(厚谷委員)

1 点確認でございますけれども、特に指定管理者制度の関係でいいますと、南部の体育館の関係なのですが、観光、病院以外の施設については、これまでも例えば末広生活館の延長などというのがございましたけれども、その際に議論に出てくるのが、例えば代替施設がどうなるのだろうということなのですが、今回に関しては利用者が激減しているということで、特段その代替施設について、もう検討はしていないという確認でよろしいですか。

(教育課長)

厚谷委員の質問にお答えいたします。

南部市民体育館につきましては、平成 26 年度の利用状況を見ますと 1 件というようなことでありました。

私どもも利用者がある程度おられて、この方々の今後については検討するものでありますけれども、今回の南部につきましては利用がないというような形でありますので、これに関しては代替施設というところまでは考えてはおりません。

(厚谷委員)

わかりました。

それで、これは恐らく理事にお答えいただいたほうがよろしいのかというふうに思うのですが、先ほど申しましたように観光、それから病院以外の公共施設の関係で、これまでも指定管理の現状、今回の体育館もそのような状

況になっているということで、それでまだ平成 27 年度の事業の予算の審査というのがこれからなってきますが、先般、行政常任委員会の中でもお示しいただいた財政再生計画の平成 27 年度にかかる変更の部分との絡みということでお答えをいただきたいのですけれども、今後の方向性として、今までも公共施設、では返上された場合どうするのだということは、それは個別個別ということではなくて、全体のあり方を見ていくということだったのですけれども、その中で 27 年度の計画変更におきましては、公共施設等の総合管理計画というものを使いながら、これから整備していく方向性ということで、今の段階で方向性ということではしか言えないのですけれども。

(鈴木理事)

ただいまのご質問でございますけれども、いろいろと施設におかれている個別の事情ということも、まず一つございます。いろいろな要素がかみ合って、将来の設計だとか、公共施設のあり方とかがございます。

例えば、本件、この例におきましては、いわゆる利用者の減とかという特別な事情があつてということとはございます。来年度、今年度から始めていること、これは常任委員会でもたびたびお話をいただいているのは、この公共施設さまざまございます。こういったに限らずなのですけれども、全体的な公共施設のあり方として、今、どれぐらい、どの地域どれぐらいあるかということをもまず把握していく段階ですけれども、来年度以降、そういったこの施設の中で有効利用という、そういう観点から対価に限らず見直していくという作業を進めていきたいというふうに考えてございます。

当然ながら、それは大きな今後の都市政策にかかわるということでございますので、そこに至る経緯というか、これからの手続きに関しましては当然、住民の方にも、また議会を通してご議論をいただきながら、今の人口規模に合った、または形態もまた利用しやすいとか、いろいろなさまざまな観点から見直していきいたというふうな考えを持ってございます。

そのための予算で、平成 27 年度の厚谷委員のおっしゃっていた予算というものをつけていきたいというふうに考えてございますので、引き続きご議論、この件に関してはしていきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

関連でよろしいですか。南部の体育館の件については利用率がなくなっているということで理解はできる話かと思っておりますけれども、常日ごろスポーツ関係の部分で利用率というのは報告いただいているわけですが、南部の

体育館にかかわらず、今の文化もそうですけれどもスポーツ関係、いろいろな部分で利用率というのはそれぞれあるかと思うのですけれども、南部の部分については、そういう部分なくなったというけれども、スポーツされている方、どこかいろいろな地域でのそういう活動という部分がある中で、そういう部分が実際、経緯として人口減少や何かもあるけれども、衰退していると言ったらおかしいけれども、そういう活動が減ってきているのか、例えばそれが今の文化スポーツセンター等に移行しているのか。破綻前なんかよく社会体育館を開設してくれた話もかなりあったように聞いているのですけれども、地域地域の拠点が必要だという話もあったのですけれども、その部分が集約されて、スポーツセンター等でも利用になっているのか、実際、かなりそういう部分が減っているのか、確認ですけれども傾向をお話いただければと思います。

(教育長)

南部の体育館、若干お話させていただきますけれども、25年度、前年度ですね。これも実は4回程度の利用ということで、この4回やっていた部分も比較的、通常やっているサークル等が毎週とかという形ではなくて、今年度の　　というような形であります。

そして、26年度については先ほど報告しましたように1件という状況であります。

この間の経過を見ていますと、総体的に地域における、あるいは夕張市全体のそういったサークルであるとか、あるいは文化サークルであるとか、これらの数自体も総じて少しずつ減ってきているという状態に一方ではあろうかなというふうに思います。

それと、もう一つは、あそこの地域ですと比較的、地域で使っていた、地域で大きな行事をやるときに、あの体育館を使っていたという部分もありますので、それもこの二、三年の傾向で段々少なくなってきて、小さな会場できると、こういうようなともあって、先ほど報告したような状況になっていると思います。

実感のサークルや運動のグループが健康会館や、あるいは**ぶんしこう**のほうに幾らか流れてきたという傾向はありますけれども、総体で考えますと全体的には段々小さくなってきていると、こういう状況にあらうかというふうに思っております。

(小林委員)

これらについては、いろいろな思いがある夕張の人口密度が少なくなっている中で、健康管理の面含めていろいろな部分で推奨すべき部分というのがあるかと思っています。

利便性のことは確かにあるかもしれないけれども、有効活用できるような状況で、できるだけそういう部分は衰退しなうような場所は理解するけれども、そういうような取り組み方というのにも要望いたします。もし考えあればお願いいたします。

(教育長)

現在、文化的なサークルといいますか、そういった部分も非常に活発されております。

運動関係でいうと、やはり非常に少なくなっている傾向にあるのかなというふうに思っておりますので、私どもとしては文化協会等といろいろ連携を取り合いながら、事業等によっては教育委員会、社会教育との協働の力でそれぞれ協力し合いながらやっていきたいと思います、こういう立場についてはこれからも続けてまいりたいというふうに思っております。

現状、スポーツ振興については、各体協にお願いしている状況でありますけれども、これらの状況ももう一度きちんとその実態を調査しながら、何とか市内の中で活発な活動ができるように教育委員会としても取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

学童保育のことで聞いたかったのだけれども、これは保健福祉のときに立った法案というのでしょうか、学校の校舎のこともあるのですけれども……これは保健福祉のほうで聞いたほうがいいですね。

(大山委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

私から 1 件、確認なのですけれども、南部の体育館閉鎖ということなのですけれども、単発で 1 日なり、2 日なりという、そういうお話があったときには、これは認めていかないという方向でよろしいでしょうか。

(教育長)

水道、電気等が全部ストップするという状況にありますので、なかなかそこを活用する、トイレの活用も含めて難しいのかなというふうには思っております。

なお、まだ全体の最終的な状況調査というのは、先ほども申し上げましたように雪がとけてからということになりますので、その実態を見ながら、まるっきりそういった電気もつかないところで可能かどうかということも、今の段階ではまだ廃止するという前提で検討はしてみたいと思いますが、活用

に当たってはかなり難しいのではないかというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設課】

1. 夕張市営住宅条例の一部改正について
2. 夕張市都市公園条例の一部改正について
3. 降雪状況について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、本定例市議会の付議案件 2 件と降雪状況について、合わせて 3 件、担当の課長、主幹のほうから説明させていただきます。

(近野主幹)

市営住宅条例等の一部改正について、その内容について説明させていただきます。

市営住宅等の管理戸数について、除却が完了している部分に伴う配備戸数の減について、夕張市営条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部を改正をしようとするものです。

資料 1 をごらんください。公営住宅については、1 棟 4 戸の減、賃貸住宅では 4 棟 8 戸の減となり、合計で 5 棟 12 戸の減となります。地区別では、地価当たり 3 丁目が 1 棟 2 戸、若狭が 3 棟 6 戸で賃貸住宅となります。南清水沢 1 棟 4 戸で公営住宅となります。

9 月、10 月の条例改正及び今回の中身で、全体 26 年度の合計の除却数については、29 棟 96 戸の減となります。

以上となります。

(都市計画土木担当課長)

続きまして、夕張市都市公園条例の一部改正について説明申し上げます。資料 2 になります。資料 2 につきましては、南部列車公園、公園区域面積 1,389.74 平米、この公園につきましては、平成 19 年 3 月に三菱マテリアル株式会社からラッセル車 1 両、客車 3 両、石炭車 1 両を夕張市が譲り受けてお

ります。

また、この区域、ダム completion に伴い、この区域につきましては都市公園区域として今後、管理していくものでございます。

続きまして、2 ページにつきましては鹿島眺望公園、公園区域面積 6,799.33 平米、夕張シューパロダムの併設に伴い、鹿島地区の多くの住民の方々が転居をいただき、ダムの completion にこぎ着けております。

この鹿島地区の記念碑を集約した鹿島眺望公園が開発局により整備され、今後、夕張市に引き継がれることから、この公園につきましても都市公園区域として今後、維持管理するものでございます。

3 ページにつきましては、条例改正の新旧対照表の参考表でございます。

続きまして、3 の降雪状況について報告させていただきます。

資料 3 によります、平成 27 年 3 月 2 日現在の取りまとめたものでございます。清水沢観測での降雪量は 641 センチで、昨年の同時時期 704 センチ、65 センチマイナスでございます。

右の欄は積雪、深さでございます。本庁観測で 130 センチ、清水沢観測で 64 センチとなっております。昨年の同時期、本庁が 125 センチ、清水沢で 65 センチと降雪量は少ない状況でございますけれども、積雪は 5 センチ程度とほぼ同じ状況になっています。

括弧書きについては、平成 24 年から昨年の 26 年までの同時期の観測値を記載しております。

次に、除雪の出動回数につきましては、今年度 26 年度については合計 88 回、昨年の 87 回より 1 回プラスの状況でございます。今シーズンの出動回数につきましては、南方面が若干多くなっている状況でございます。

2 ページにつきましては、平成 13 年度より各月ごとの降雪量及び除雪出動回数を取りまとめたものであります。今年度の 2 月については、過去 13 年の中でも最低降雪量 74 センチでございました。

3 ページにつきましては、平成 27 年 2 月 27 日の市内 16 カ所の積雪の深さの一覧表でございます。前回、1 月 26 日の観測値を報告しておりますけれども、2 月 27 日の比較ということで記載させていただいております。

この状況的には石炭の歴史村公園の大駐車場で 145 センチ、一番南にある滝の上公園につきましては 40 センチと南北で 3.6 倍程度の状況になっております。

4 ページには、この観測の箇所的位置図でありますのでご参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(都市計画土木担当課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

市営住宅について伺います。最後のほうで賃貸と公営住宅というお話がありました。それで、今、市民の方たちが以前からですけれども、たくさん市外から通勤されてくる方たちがいると、それで市営住宅というのは収入の限界があって、なかなか入れないということも聞いているのですけれども、それを何とかクリアして、違う形でそういう市外から通勤する方たちに入ってもらうことはできないのかと、それが市民をふやす手っ取り早い方法ではないのかという、そういう声があるのですけれども、先ほどお話のあった賃貸とか公営住宅というのはそういうことと関係しているのでしょうか。

(建設課長)

公営住宅法に基づいて整備した住宅と、 基づいて整備した住宅、これについては 。そして、賃貸住宅については炭鉱が閉山したときに市が会社から 一緒にいただいたものがあるので、それを賃貸住宅として管理していますけれども、これについては ということでございます。

(熊谷委員)

市民の方たちの関心の多くはやはりそういう人たちにぜひたくさん市内に住んでほしいということなので、ぜひそういう収入に関係なくこういうところに住めるという、そういう広報をしていただいて人口増加のほうに何とか触れないかと思うのですが、いかがですか。

(建設課長)

夕張市は管理戸数多くて空き家が多いという状況にありますけれども、今、公営住宅、賃貸住宅含めて空き家になっている部分というのが、基本的にはお風呂がない、老朽化した住宅ということで、実際、使われる、今後活用できるという住宅が少ない状況にあります。

そういう中では、なかなかそういうふうに、行政としてもそういう形でやりたい部分もありますけれども、この制限がある住宅自体はなかなかできないという部分があります。

賃貸についても活用できるものには活用しているのですけれども、なかなかそこまでいろいろできない、余裕がないと、そういう状況にあります。

そういうことを踏まえながら、行政もふやしたいという気持ちは同じなので、できることについては今後も考えていきたいと思っておりますけれども、現状ではそういう思いがあってもなかなかできないのかなと。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(藤倉委員)

2点ありますけれども、1点目は今の熊谷委員の話にもちょっと関してくるのですけれども、建設課長、市民の皆さんは今言うように空いてるのではないかと、空いているのになぜ貸さないのだと、これには今、課長が言われるようにいろいろそういう規定があったり、基準があったりもろもろあるわけですが、ただ市民の目に映るのは、がらがら空いているのに、ここをもっと安くすれば札幌からでも 何で貸さないのだと、こういう声が大だというふうに私も感じ取って聞いていますけれども、この辺のところは今言いましたように市は市の規定がもろもろあるわけですから、非常に難しいことだというふうに私は考えております。

それから二つ目、ちょっと降雪、雪対策、これは全国的にことしも雪の問題がいろいろありました。今、お聞きしますと幸い、本市においては降雪量、それから出動回数も前年並みであったということで、対価なく終わりそうな気がしますけれども、抜本的にどんどん今、人口が減り、高齢化が進んでいます。難しい問題ですけれども、したがって本市における雪対策、この雪対策が夕張においてはやはりほかと同じように大きな問題です。

特に、人口減、高齢者、今、私の 団地ですけれども、除雪が入った後の両脇にかき上げていった雪の後始末に腰曲げた高齢者の方々が出てきて、大変、苦勞して、汗かいてやっているわけです。

これはやむを得ないとしても、現状。私が聞きたいのは、夕張市の雪対策、今、言いましたように高齢化、どんどん人口が減ってくる、こういう中での中期、長期の抜本的な雪対策について何か、今、検討されていることがあるのかないのか、あればちょっと何かその辺の話も聞ければなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(都市計画土木担当課長)

雪対策としましては、今後、今、懸念されている部分につきましては、除雪委託業者の確保が懸念されているものがございます。あと運転手、特殊的

な免許、資格を持った方々の雇用する人件費的な部分等がいろいろ、その業者さんの的にはいろいろ苦慮している部分。

今後、どのような形で夕張市の除雪を進めていくのがいいのかという部分でいろいろ雪害の部分についても業者さんとサイド打ち合わせはしておりますけれども、今後の一つの課題と……。

それと、置き雪の話につきましては、かなりこの時期につきましては重たい雪になっている状況です。なるだけこの時期と軽い雪の状況と違いますので、なるだけ置き雪は、その辺の部分は気を使いながら各除雪業者さんも行っているようにお願いしているところですが、やはり間口 1 件ずつ丁寧にやるとやはり時間もかかり、かなり作業のスピードも遅くなりますので、ある程度の部分については住民の方々のご協力という部分をお願いしているところでございます。

高齢化になりますと、いろいろ除雪ができないということで、一応福祉除雪という部分もございまして、いろいろ福祉の部分といろいろと住民の方々のご相談、声は福祉のほうと協議をして、いろいろお話を聞いている状況でございます。

抜本的な今のところ対策的にはできてない状況でございます。

(藤倉委員)

大変ご苦労されていることがよくわかりました。

今の課長の話の中で、業者の事情というのはいろいろあるでしょうけれども、私が申し上げているのは最後におっしゃられた抜本的なことについてはまだこれからだという話、そここのところで業者の事情はどうあれ、市としてどうしたいのだと、そのために業者をどう使うのだと、これが筋ではないかと思えますけれども、この問題は毎年、同じことの繰り返しを今、言っているわけですが、ここに一つ 人口が減って、高齢者も本当に高齢者というか、超高齢者的な存在、体の状況があるのです。ちょっとこれら把握されていると思えますけれども、ここ一、二年のうちにもろもろ改善すべくのではないかと、ご苦労おかけしますけれども、よろしく願いしたいと思えます。

(大山委員長)

私からなのですけれども、札幌・岩見沢方面、近隣のまちから夕張に来られた人のお話を聞くと、夕張の除雪は裏道もこんなにやっているのかというような評価をいただいております。

ただ、細部についてはいろいろあると思えますから、今後ともよろしく願いをいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

1. 第 6 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画について
2. 夕張市介護保険条例の一部改正について
3. 夕張市保育の実施に関する条例の廃止について
4. 認可保育所の利用者負担(保育料)について
5. 夕張市子ども・子育て支援事業計画について
6. 第 2 次夕張市障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画について
7. 生活困窮者自立支援法の施行について
8. その他

(大山委員長)

それでは、次に保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から 7 件、最初の 2 件につきましては自分のほうから、3 件目以降につきましては生活福祉担当のほうから報告させていただきます。

まず 1 点目、第 6 期高齢者保健福祉・介護保険事業計画についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき、3 年を 確保すべき介護保険 法 目標を定めるものであります。

作成に当たりましては、法に基づき 及び本年の 2 月に夕張市介護保険運営協議会を開催し、協議していただいて作成したものでございます。

今回、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 6 期計画につきましては、高齢化の進展を見据え、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように地域包括ケアシステムの取り組みを反映させたものになっております。

まず、第 5 期計画の実施状況についてでございますが、2 ページから 5 ページをごらんください。保険事業として健康手帳の交付、健康診査、訪問指導など、健康増進法に基づく事業を実施してきています。

また、4 ページの介護予防事業でございますが、比較的活動的な高齢者を対象としたポピュラー として 予防事業がありますが、啓発事業のほか、夕張ちよっ筋体操の普及などの事業を行ってきております。

5 ページの 2 次予防事業でございますが、要介護状態となる恐れのある高齢者を対象といたしまして実態把握のための調査を行い、希望する対象者に介護予防のプログラムを提供してきたものでございます。

6 ページから 7 ページにかけましては、高齢者福祉サービスについて養護老人ホームやケアハウス、高齢者向け賃貸住宅の入所状況を掲載しております。

8 ページは、介護保険サービスでございます。まず、保険者の状況であります。第 1 号被保険者より第 2 号保険者数、ともに減少してきております。逆に、認定者数でございますが、軽度の認定が増加傾向にあり、実態としてサービス給付の増加につながっているものと推測されます。

9 ページから 15 ページにかけましては、介護給付サービスの利用状況についてでございますが、施設サービスが減少しているのに対し、居宅サービスと居住系サービス、特に訪問リハビリテーション、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護等が毎年増加しているという状況でございます。

15 ページの施設サービスについてでございますが、介護療養型医療施設の利用が減少しているという状況が見られます。

次に、16 ページから 20 ページにかけては予防給付サービスの利用状況についてでございますが、介護給付同様、増加傾向にあり、次、介護予防通所介護、介護予防特定施設入所者生活介護につきましては、毎年増加している傾向が見られます。

以上、3 カ年の実績率でご説明申し上げます。

21 ページから 22 ページにかけましては、高齢者人口の推計等についてでございますが、人口の減少に伴い、高齢者の実数は減少するものの、高齢化率は 50% を超え、平成 32 年度には 57.9% に上昇する見込みでございます。

また、同要介護等の認定者数も増加するものと推計されております。

22 ページの下段の介護保険事業計画における日常生活圏域の設定でございますが、山間部という地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、事業所の立地等を勘案し、市地域全体を一つの日常生活圏域として設定するものでございます。

23 ページから 29 ページにつきましては、介護保険対象サービスの目標量について記載しております。

これは、国の推計シートに基づき、過去 3 年間の実績から向こう 3 年間の予定量を算出しているものであります。改定後の新介護報酬に基づき算定するものでございます。

サービスごとに推計しておりますが、居宅、在宅サービスともにおおむね増加傾向にあるということと、特に国定施設入居者生活介護につきましては、新たに事業者がサービスを開始する見込みがあり、大きな 予想される

部分でございます。

また、施設サービスにつきましては、介護報酬の引き下げが行われ、現状維持するか減少するものと見込んでおります。

30 ページは、地域支援事業についてでございますが、実績は増加しており、平成 27 年度には微増するものと見込んでおります。

31 ページから 32 ページにかけましては、事業費の見込み、すなわち介護保険料の基準額の算定についてでございます。

まず、介護保険料の算定につきましては、計画期間中のサービス見込み料に対し、その費用を負担する被保険者数とのバランスにより決定する仕組みとなっており、サービス料がふえ、それを支える被保険者数が減少すれば保険料が上がる仕組みとなっているものでございます。

さらに、この第 6 期計画におきましては、国の制度改正が行われ、第 1 号被保険者の保険料を算定する所得 負担能力に応じ標準 6 段階から標準 9 段階に細分化されること、また、低所得に対する保険料を軽減するための策として平成 27 年度から、新第 1 階層の保険料の割合が標準枠の 0.5 とされているところを 0.45 に引き下げられ、またさらには平成 29 年度から新第 1 段階層のみならず、新第 3 階層にまで軽減策が図られる見込みということになっております。

32 ページの上の表であります。標準給付見込額は平成 27 年度から平成 29 年度まで、毎年 30 万円ほど増加するという 3 年間で合計 43 億 200 万円程度、一方、下の表の第 1 号被保険者は毎年 70 名以上減少する見込みであり、3 年間で合計 1 万 2,128 人と推計するものでございます。

また、32 ページでは保険料収納必額を算定しておりますが、標準給付見込み額 43 億 200 万円を基礎といたしまして、介護給付費準備基金 3,500 万円のうち、2,000 万円を取崩し計画を図ったところ、保険料収納額は 7 億 1,500 万円と推計するものでございます。

さらに、国の通知に基づき保険料の予定収納率も 99.2%と設定して、3 カ年の被保険者戸数で割り返してございました介護保険料の基準額は、月額 4,953 円となるものでございます。

第 5 期では、4,542 円ですので、411 円、9.1%の引き上げとなるものでございます。

この引き上げの主な要因といたしましては、まず第 1 号被保険者の給付費に対する負担割合が政令において 21%から 22%に上昇したことが上げられます。これは、第 1 号被保険者数と第 2 号被保険者数の割合に基づき、国の政令で定められるものでございますが、本市の場合、1%の、この 1%の税收で 378 円程度上がるもの、すなわち 411 円上昇するうち、その大部分の要因とい

うことができたものであります。

また、新たな特定施設入所が生活介護入居者生活介護サービスを実施する利用者がふえたことなどから、給付費の増加も見込まれることが上げられます。

また、一方、南空知地区の 9 市町の保険料の状況についてであります、全ての市長で引き上げが行われる見込みでございます。

保険料の平均は南空知地区で 5,036 円程度、また引き上げ幅については最も大きいところで 1,060 円ありますが、引き上げ高の平均額は 501 円、11.1%の上昇となっており、本市におきましては保険料額及び引き上げ額幅とも南空知の平均により下がるという状況でございます。

また、推計であります全膜平均の額は 5,550 円程度とされており、本市ではその全国平均もいかないという見込みでございます。

33 ページから 36 ページにかけましては、高齢者保健福祉の推進についてありますが、介護予防事業や高齢者福祉サービスの状況について記載しております。

37 ページから 38 ページにかけましては、計画の総合的な推進の取り組みについてでございますが、重点課題の(3)地域包括ケアシステムの構築につきましては、いつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体に提供されるシステムをつくり上げるということでございます。

しかしながら、このシステムづくりにつきましては、単なる制度として行うものではなく、地域の組織など、インフォーマルな担い手も含めた多様な参加を前提としているものでございます。

地域に根差した体制づくりが求められておりますが、としては人口等社会資源など地域間格差が非常に大きく、全国一律の取り扱いが困難であり、新しい体制づくり、円滑に実施するためには一定の期間が必要となるものでございます。

①の介護予防・日常生活支援総合事業についてでございますが、この事業は従来、保険給付に位置づけられておりました介護予防ホームヘルプサービスと、介護予防デイサービスが地域支援事業に移行して、さらには多様な事業スタイルの参加により、地域の実情に合わせ柔軟な取り組みを行うというものでございます。

実施するためには、やはり多様な事業者の確保と体制を固めるために一定の期間が必要となることから、改正介護保険法へ定められている猶予期間等々を設け、平成 29 年 4 月 1 日から行うこととするものであります。

また、②の包括支援的支援事業のうち、新たな実施する在宅医療介護連携

推進事業、認知症推進事業、生活支援体制整備事業につきましても、市が単に制度をつくるというのではなく、住民組織や業者の多様な参画を求め、地域の必要に合致した柔軟な体制をつくるためには、今後、一定の期間が必要となりますことから、改正介護保険法で定められております医療機関を設け、平成 30 年 4 月 1 日より行うとしたものでございます。

また、南空知 9 市町の状況についてでございますが、1 町を除き、おおむね同様の医療機関を設定する予定でございます。

この 予定の実施期間の内でありましても、本市においては地域会議の説明会や認知症の理解を深めるためのケアホームなどを実施していくように、引き続き体制づくりに努めるものでございます。

2 点目、夕張市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今般、平成 27 年度から平成 29 年度まで、第 6 期介護保険事業計画を策定するに当たり、介護保険法施行令及び同施行規則が改正されたこと、また、さらには地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる医療・介護総合確保推進法が交付されたことに伴い、介護保険法が改正され、制度が見直されたことにより、これに関連し夕張市介護保険条例を一緒に改正しようとするものでございます。

この改正の内容につきましては、国の基準に準じ、第 1 号被保険者の保険料に関する所得階層を標準 6 段階から標準 9 段階に細分化し、各階層の保険料額を改定すること、また新たな介護予防日常生活総合支援事業、総合事業は体制の確保を図り、円滑な事業の実施を図るためには、なお一定の期間も必要となることから、平成 29 年 4 月 1 日より実施することとしたこと、さらには地域支援事業のうち、包括的支援事業で新たに定められました在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合事業につきましても、体制を確保し円滑な実施を図るためには一定の期間が必要となることから、生産人口 市の 実施することとし、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次、3 点目は生活福祉担当より行います。

(生活福祉担当課長)

私からは 3 点目、まず夕張市保育の実施に関する条例の廃止についてご説明させていただきます。資料 3 をごらんいただきたいと思います。

現在、保育の実施に関しましては、保育にかける事業を各自治体、条例で定めるという位置づけになっております。

2 の概要の真ん中の表のところを見ていただきたいのですけれども、まず現行、児童福祉法、市長村は保護者の労働、または疾病、その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により児童を保育所において保育しなけれ

ばならないということで、法の中に条例設置がうたわれております。

児童福祉施行令、この中に①から⑥まで書いているとおり、条例にする基準の明示、これを受けまして各自治体では条例を設置するということで、夕張市におきましては、夕張市保育の実施に関する条例、児童福祉の施行令、これに準拠して定めるというものでございます。

今般、法改正がございまして、右の改正後というところを見ていただきたいのですけれども、まず児童福祉法の改正があります。市町村は、この法律、これ児童福祉法ですね、及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、当該児童を保育において保育しなければならないということで、次の自治体に子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号と書いてあります。

一番下に子ども・子育て支援法施行規則、こちらに子ども・子育て支援法の内閣府令で定める事由はということで、保育にかける事由を列挙しているということで、今まで条例 2 の規定で定められていたものが、この任意規定が削除されたものに伴い、法定事項となったということで、自動的に子ども・子育て支援法施行に伴い条例を廃止するというものでございます。

2 ページ以降は現行の法律と改正後の法律というのを抜粋して載せてありますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、4 番目認可保育所の利用者負担、保育料のこちらについて記載して ご説明させていただきます。資料 4 を要綱表をごらんいただきたいと思います。

左側が保育料の現行、国基準、8 段階あります。それに伴って夕張市では階層を A 階層から 15 階層なのですけれども、細かく細分化して、この細分化しているものを市の独自負担として保護者に一定の軽減を図るという措置をとっております。

今般、国のほうで基準改正がございまして、右側の保育料の改正案というところを見ていただきたいのですけれども、現行のいわゆる所得税、国税から市町村民税の所得割税というのがあります。これに準拠いたしまして、当市といたしましても基準額を現行の 15 階層を維持して基準改正を行うということで、別途規則の整備を行うというものでございます。

下に書いてあります基本的考え方のところは 27 年 4 月から、今申しました所得税から所得割にかかりますよということでございます。利用者負担が激変しないよう 15 階層の階層を維持してやりますということ。

次は、新たに新制度で保育の短時間の標準時間とさらに国のほうでも細分化されております。国の考えによりますと、保育の短時間、いわゆる 8 時間未満の方については標準時間の 1.7%を 減額することになっておりまして、これに準拠して当市といたしましても基準額を設定するという

ことでございます。

一番下の丸に書いてありますとおり、国の基準額の改正があった場合に、当市における過去の保険料設定につきましては改正後と改正前の保育料の基準額と比べて、新しい改正後の基準額が改正前を上回った場合につきましては、これまでも4月から8月までの間は改正前の基準額を算定していただくと、経過措置を設けていただく経過がございます。

保育料の切り替え時期が9月ということになっていることも踏まえまして、従前の例に倣いまして、27年4月から8月まで、この5カ月ぐらいつきましては新旧の基準額で比較して、改正後の基準額、高かった場合につきましては改正前の保育料に据え置くという経過措置を設けることとしたいというふうに考えております。

続きまして、資料5、夕張市子ども・子育て支援事業計画についてご説明いたします。

4月から子ども・子育て支援法施行ということで新制度がスタートいたします。市町村におきましてはこれまで各種条例の制定、子育て計画の策定など義務づけられ、当市におきましてもこれまで子育て世代へのアンケート調査の実施、あるいは公募委員、あるいは関係機関の方々を部分とする子ども・子育て会議を設置し、新制度への移行に向けた準備を進めていただくこととございます。

この子育て会議も今週月曜日の3月2日に今年度4回目となる会議を開催いたしまして、委員の皆様にご意見をいただき、文言の整理や計画期間内における事業のこれを精査の上、このたび計画案を取りまとめたところでございます。

それでは、資料5に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料5の2ページをごらんいただきたいと思います。4、計画期間であります。これまでは次世代育成支援対策推進法、これに準拠いたしまして各自治体、それぞれ自治体における行動計画というのをつくってまいりました。平成22年度からの5カ年計画として策定してまいりました。

全国的な取り組みを見ましても、これまで取り組みを実施してきた次世代のこの行動計画、この個々の政策を子ども・子育て計画に含めて、引き継いで具体で整備するところが多いようでございます。

当市といたしましても、27年度からの5カ年計画である子ども・子育て支援事業計画、この中に行動計画を掲載しております個々の事業に評価を位置づけ、具体のものとして策定するというものでございます。

次に、7ページをごらんください。

(4)出生の状況でございます。この表にありますとおり、合計特殊出生率、

1人の女性が生涯生む子どもの人数を、平均人数を記載しているものでございます。

この図の真ん中の棒が夕張になります。ここ数年は1.32程度で推移しておりますが、全道平均を若干上回っているという状況になります。

次に、8ページをごらんください。

(5)就労の状況であります。こちらは、女性の就労状況、社会参加の状況をあらわしたものでございます。黒い棒が女性の就労の人口でございます。こちらに記載のとおり、女性は20代後半から30代後半にかけて結婚や出産を機に一旦仕事をやめるということで、子育てが落ち着いたところに再び職に就くことが考えられるということで、いわゆる線がM字回路を描いてちょっと落ち込んでいるという状況になっております。

続きまして、9ページから10ページにかけましては、当市における平成52年度までの人口推計、あるいは10ページにつきましては子育て計画の期間内における子どもの推計をグラフとしております。今後も減少が進む推計となっております。

続いて11ページから12ページにかけましては、保育所や幼稚園の利用実績について記載しております。認可保育所につきましては、定員数に近い入所量となっておりますが、幼稚園につきましては定員を大きく下回る状況というふうになっております。

続きまして、13ページから15ページにかけましては、地域の子育て支援拠点事業や妊婦健康診査事業、学童クラブ等、当市の子育て支援事業の現状について記載しているものでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

4、今後の課題ということで記載しております。昨年実施いたしました子育て世代アンケート調査、あるいは市長とのふれあいトークなどから、当市の子育て支援に対します一定の課題が見えてまいりました。

大きく黒い四角で五つ分類しておりますが、主立ったところで言いますと子育て中の親を孤立させないよう、交流の場や相談の場の充実、延長保育や一時保育を求める声、保育料の負担軽減など経済的負担への対応、安心して過ごせる子どもの居場所づくりや安全な公園の整備を求める声、小児医療の充実等々、さまざまなご意見をいただいたところでございます。

これらの課題につきましては、今後、事業の優先度や財政面における影響、あるいは人材の確保、施設面の課題等を検証いたしまして、実現できるものから実施に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、18ページから21ページにかけましては、幼稚園と保育園の関係について記載しております。

幼稚園と保育園が子ども・子育て新制度、これの開始にあわせまして 1 号から 3 号認定とそれぞれ 認定されることになりました。

また、平成 31 年度までの計画期間内におきましては、都市部と異なりまして当市におきましては待機児童が出る状況にはなっていない、受け皿が整っているということを示しています。

続きまして、22 ページから 32 ページでございます。

地域子ども・子育て支援事業の充実ということで、これは 12 月の行政常任委員会におきましてもご報告させていただいたとおり、計画、 必須項目となっております。

この地域子育て 13 事業については、今後の整備の考え方や見込み料など記載しておりまして、保育時間の延長や一時預かりの実施など、取り組みの具体に進めるもの、あるいは病児保育など、専任の職員配置や施設面の課題などから計画期間内においては、この実施が見込めないものなどについて記載しているところでございます。

続きまして、33 ページから 35 ページまででございます。関連施策する施策の推進ということであります。

1 は児童相談所や学校など、関連、関係機関と連携を密にした児童虐待防止対策について、2 はひとり親家庭の自立支援ということで、児童扶養手当の給付、あるいは学童の利用に際する配備など記載しております。

3 は障がい者施策の充実ということで、各地手当の給付や言葉の教室の利用などについて記載しているところでございます。

4 は国の計画にあります放課後子どもプランの、この趣旨を踏まえて放課後の子どもたちの居場所づくりについて記載しております。

5 につきましては、仕事と家庭の調和、いわゆるワークライフバランスの実現に向けた取り組みについてなどを記載しております。

次に、36 ページから 55 ページまで、先ほども申し上げましたとおり、平成 22 年度からの 5 カ年計画でございます当市の次世代行動計画、この評価について取りまとめしたところでございます。

個々の事業につきましては、庁内各課にまたがっているところでございますけれども、地域における子育て支援サービスや各種健康診査、思春期対策、教育環境の整備、子育てを支援いたします住宅環境や公共施設の環境整備など、各分野におけます 65 事業について評価をしております。

進捗状況につきまして、A の 3 段階評価、今後の方針を子育て計画にシフトするもの、あるいは計上して実施するものなどに分類しております。

最後に 57 ページをごらんください。これはいわゆる P D C A ということで、この子育て計画策定後におきましても、行動事業に入っている子

ども・子育て会議、これで協議を行いながら計画の進捗状況について点検評価を行い、事業の進捗状況について広く市民の皆様へ公表していきたいというふうに考えております。

58 ページ以下は資料となっておりますので、ご参照いただければと思います。子育て計画については以上でございます。

続きまして 6 番、第 2 次夕張障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画についてご説明いたします。

この両計画は 27 年から更新、運用ということで今年度が見直しの年となっております。

障がい者計画が 2 回目の年、障がい自治計画 4 回目の更新となるものでございます。策定に当たりましては、夕張市身体障がい者福祉協会、あるいは北海道博愛社や雪の聖母園、ライフネットゆうばりなどの障がい者支援施設、手をつなぐ支援者の会、夕張高等養護学校、市、社協、民生児童協議会など、構成いたします夕張市障がい者自立支援協議会、こちらにおきまして昨年の 11 月から 3 回にわたり協議会を開催してまいりました。

委員の皆様のご意見をいただきながら文言の整理、事業料の説明、精査等に努め、このたび計画案を取りまとめたところでございます。

それでは、資料 6 に基づいてご説明させていただきます。まず 2 ページをごらんください。

2、計画の位置づけでございます。こちらの図を見ていただきたいのですが、この障がい者計画につきましては、12 月の行政常任委員会でもご報告させていただきましてとおri、障がい者基本法、こちらに基づく障がい者計画と障がい者総合支援法に基づく障がい福祉計画、この二つの計画ということでございます。

この利用計画につきましては、これまで個別に計画を策定していたところでございますけれども、計画の整合性を保つため、27 年度から両計画を一体的に策定することとしたところでございまして、他自治体におきましても両計画を一体的に策定というところが多くなっているようでございます。

縦軸の障がい者計画、これは主に生活支援や保健医療など、この八つの分野から構成する項目に沿って、現状と課題、あるいは基本方針などについて定めたものでございます。

横軸の障がい福祉計画は、これにつきましては障がい者計画の生活支援に関する具体の実施計画として、計画期間内における見込み料などを位置づけているものでございます。

次に、3 ページをごらんください。3 計画の期間でございます。

表に記載のとおり、第 2 次障がい者計画が平成 27 年度から 32 年度まで 6

カ年計画、障がい者施策全般にわたる基本理念等を定めた計画、第 4 期障がい福祉計画、これにつきましては 27 年度から 29 年度までの 3 カ年の計画で、生活支援にかかる具体的な体制づくり、あるいはサービス料を目標値と定めた計画ということで、こちらについては 3 年後にまた見直しということになります。

次に、4 ページをごらんください。

障がい者の手帳交付者数ということでございます。身障、知的、精神、それぞれについて記載しております。(1)身体障がい者の手帳交付者数につきましては、表にまとめているとおり、障がいの等級 1 から 6 級です。1 が一番重いということなのですけれども、それと下の表、肢体不自由など、障がい別に平成 21 年度から年度ごとの整理を記載しております。

手帳交付者数は 25 年度末で 930 人と、人口の約 9.5% が身障手帳の保持者ということになります。

続いて 5 ページをごらんください。知的障がい者、療育手帳の交付者数でございます。A 判定、B 判定、程度別、年齢階層別に記載しておりまして、25 年度末で 228 人というふうになっております。

続きまして 6 ページ、(3)精神障がい者手帳の交付状況でございます。こちらにつきましても、1 から 3 の級別に記載しております。25 年度末で 58 人ということになっております。

10 ページに飛びまして、5、障がい者数の推移をごらんください。表に記載のとおり、今申し上げました 3 障がいのそれぞれにつきまして人数記載しております。

25 年度末で 1,216 人、人口比で 12.5% という状況になっております。説明文に記載のとおり、国で策定しております 26 年度版の障がい白書、こちらにおきましては、おおよそ国民の 6% が何らかの障がいを有していると報告がされております。

これだけを捉えますと、本市の障がい者率は全国平均の 2 倍程度にあるということが伺えます。

続きまして 13 ページをごらんください。

施策の体系であります。左から目標ということで、地域生活支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー社会の実現ということで、三つの目標を定め、その右隣の分野におきましては、1 の生活支援から、一番下の 8 番目のコミュニケーションまで、八つの分野を定めているところでございます。

次ページ、14 ページから 28 ページまではこの表の 8 分野、それぞれの個別の計画を記載しておりまして、分野ごとに現状と課題、基本方針、具体的な施

策について記載しております。

15 ページをごらんください。生活支援の分野でありまして、黒ぼつの二つ目、在宅生活を支える障がい福祉サービスの基盤整備及びサービスの質の向上に努めます。

具体的なサービスの見込み料、観光策等については、第 3 条第 4 期夕張市障がい福祉計画に定めるとしております。

先ほども申しました生活支援に関する具体も実施計画として位置づけるものであり、29 ページから記載をしているところございます。

31 ページをごらんください。

第 2 章、障がい福祉サービスの見込みと確保策でございます。例えば 1、訪問系サービスでご説明いたしますと、上段にサービス内部の説明、下段にサービスへの見込み料を記載しております。サービスの種類ごとに 24 年度と 25 年度、実績、26 年度は見込み、そして障がい福祉計画 3 カ年の計画管内である 27 から 29 年度まで、この 3 カ年につきまして生活支援にかかる具体的な体制づくりやサービスの目標値を定めていくものでございます。

これが、サービスの種類ごとに 46 ページまで記載しております。何個か新たな取り組みをご説明させていただきますと、例えば 38 ページ見ていただきたいのですが、必須事業(1)理解促進研修・啓発事業ということで、表のサービス見込量と表に囲ったところに 27 年度から実施もあるということで書いています。

障がいのある方が日常生活を営みに生じます社会的障壁、こちらを取り除くということで、まずは市広報、あるいはホームページなどを通じまして障がいの制度や福祉サービスに関します情報提供等に努めて、障がい者の方に対する理解促進、これに努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、40 ページ、(4)成年後見制度ということで記載しております。こちらにつきましては、知的障がいや精神障がいの方を対象といたしまして、成年後見制度にかかる支援について記載しているものでございます。こちら、予算年におきまして、27 年度から所用の経費を市長申し立てがあった場合ですとか、診断書作成料というのも新規に予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして 43 ページごらんいただきたいと思います。日中一時支援事業でございます。

これは、主に障がい者の方の家族に視点を置いたサービスで、レスパイトサービスと言われるものでございます。障がい者の方を日々介護している家族の就労支援したり、一時的な休息を支援する、こちらの事業を今後、利用者のニーズ把握や事業者の意向も把握しながら、28 年度以降、実施に向けた

取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に 48 ページをごらんいただきたいと思います。

P D C A ということで、先ほどの子ども計画と同じような形のものですが、計画策定後におきましても毎年度、夕張市の自立支援協議会を活用しながら計画の進捗状況につきまして点検評価を行い、必要に応じまして施策の見直しを行っているというものでございます。障がいの計画については以上でございます。

続きまして、7 番生活困窮者自立支援法の施行につきましては、主幹よりご説明申し上げます。

(保健福祉課主幹)

7 番生活困窮者自立支援法の施行についてご説明いたします。

資料の説明に入る前に、まず本項に関連する生活保護の動向についてご説明申し上げます。

本市の被保護世帯は 1 月末現在 205 世帯、255 人で、ここ数年は 27 パーミル前後で推移しておりまして、本市において特に大きな変動はございません。

一方、生活保護制度は昭和 25 年に施行され、当時の国の全国の被保護者は、おおよそ 200 万人、保護率にして 24.2 パーミルでしたが、以降は日本の経済成長とともにバブル全盛期、平成 7 年ごろ 88 万人、保護率にして 7 パーミルまで急激に減少しました。

しかし、バブルがはじけてから被保護者数は急激に増加に転じて、平成 25 年には過去最高値である 215 万人に達して保護率は 16.9 パーミルまで上昇しています。

では、資料 7 に入ります。初めに、背景についてであります。現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が全国で増加しているほか、ニートや引きこもりなど、これまで制度の狭間に置かれていた生活困窮に至るリスクが高い層の増加が社会問題化する中、保護制度の見直しが行われることになったものです。

なお、並行した形で生活困窮者の自立を促進するためには、生活保護制度の機能強化に加え、困窮者を支援する第 2 のセーフティーネットの対策が必要であることから、困窮者自立支援法が制定されたところでございます。イメージは、下の図のとおりであります。

次に、2 番、制度の概要についてであります。ごらんのとおり、保護法の改正と困窮者自立支援法の施行により、車の両輪のように合わせ技としてセーフティーネットのシステムの強化、構築を図ろうというものであります。

必須事業のうち、被保護者就労支援事業と自立相談支援事業については、

就労の支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うものであります。

続いて、住居確保給付金については、離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、または現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難になった者であって、就職を容易にするため環境確保の必要があると認められたものに給付金を支給するものでありますが、ほかに収入や資産要件、一定の求職活動等が必要なものであります。

最後に、今後の方向性についてであります。当面は就労可能な生活困窮者の受け入れ企業や公的サービス等の市内に限らず社会資源というものがあるのですが、そういうものにかかる情報の蓄積を図り、生活困窮者支援のネットワークの構築により、地域では孤立死等課題になっておりますが、対象者やニーズの把握に努めてまいりたいと思います。

以上で、生活困窮者自立支援法について説明を終わります。

なお、次のページに主な制度の対象者が書いてありますので、ご参照いただきたいと思います。

(大山委員長)

その他ございますか。

(保健福祉課主幹)

ございません。

(大山委員長)

委員の皆様にお諮りいたします。

お昼になりましたので、保健福祉課が項目に多岐にわたることから、質疑については昼食休憩の後、午後 1 時から再開したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで一旦昼食休憩をとり、1 時から委員会を再開いたします。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

保健福祉課、項目が多岐にわたるため、一つずつ分割して質疑を受けてまいりたいと思います。

初めに、第 6 期高齢者保健福祉介護保険事業計画について、質疑を行っていききたいと思います。

(熊谷委員)

介護保険事業計画の資料の中で、13 ページの地域密着型サービスのところ

で、給付費の人数をゼロというところがたくさんありますよね。このことについて少し詳しく教えてください。

(保健福祉課長)

地域密着型サービスというのは、認知症の方たちに対しての夕張市が事業の するという形のものでございます。

基本的には地域密着型以外にも居宅サービスとして同様なサービスがあるのですけれども、現状では夜間対応型訪問介護、そして認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護、これらについてはまだ施設事業所がないものですから、ゼロとなっております。

(熊谷委員)

今後そういったことを指定する事業所というのは、向こうから来るのを待つしかないのですが、それとも市のほうからそういう募集というか、そういったことというのは、そういうような方向性というはあるのでしょうか。

(保健福祉課長)

現在のところ事業所をこういった形のサービスの事業所を求めるという形の動きはございません。

ただ、地域密着型のみならず、今後、地域包括ケアシステム、こういうものを計画していく中で、体制をつくっていく中で、そのようなものについてはこのサービス以外でも同様な住民参加型のサービスなり、そういうものを必要に応じて検討しながら体制整備等を考えていきたいと思っております。

(熊谷委員)

ではもう 1 点教えてください。38 ページに介護人材の確保と資質の向上、2 番の(2)です。ここの 2 行目に、必要な人材の確保に努めますという文言があるのですが、具体的にどういったことで必要な人材の確保を求めるのですか。

(保健福祉課長)

これはサービスの質を高める、そういう意味合いのもとでの人材の確保ということであります。

ですから、道を初めとした各機関における研修会、こういうものを積極的に参加していただく、またそういう情報などを通知することで適切な人材の確保に努めたいと考えております。

(熊谷委員)

今のお話は、実際に今いる方たちをそういう研修などを受けて必要な人材に要請していくということですか。

(保健福祉課長)

基本的には各事業所とも法的に定められた人材等が確保されているということでもあります。

その をいかに引き続き、そのサービスを担いながら質の維持、または向上に努めるかということが非常に大きな問題だと考えておりますので、その辺について重点を置きたいと思っております。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(角田委員)

それでは 20 ページ、地域包括支援センターというところで、支援センターはということで、実態を把握して必要なサービスにつなげますということの総合窓口であるということの記載がされております。

ところで、この支援センターの現状はどうなっているのか、今後、高齢化率もどんどん上がっていく中で、いわゆるサービスを受けるとか、そういうことに対する全く知識のない方々をどう救済していくのかということからすると、こういう方々の仕事の役割は大変重要だと思われるのですけれども、現状と今後について説明してください。

(保健福祉課長)

地域包括支援センターにつきましては、今後もシステムをつくる上で非常に重きがある種でございます。

特に主任介護支援専門員、そして保健師、社会福祉等、専門的な資格を持って業務に当たることになっておりますので、これから地域包括ケアシステムを推進する上では非常に大きな力となるものでございます。

現状では、支援者のケアプラン、こういうものも作成しているということと、あと介護のサービスにつながらない人たち、こういう人たちに関しては実態調査、昨年度も行っておりますが、実態調査をこれから、さらに毎年度、1,000 人ぐらいつつ各地区を決めて実態調査を行いながら、そういうサービスの掘り起こし、人を掘り起こしながらサービスにつなげていければと考えております。

(角田委員)

私の言う現状というのは、体制も含めてどの規模で、どういう方々がかかわり、その中でつなげるわけですから、それぞれの福祉的な事業所は多々ある中で、選択をしなければいけないわけですね。

その中で、限られた人材の中で行われている中で、やはり業務多忙になることも当然、予測される中でその辺の状況はどうなっているのかということがまず 1 点に質問いたします。

(保健福祉課長)

地域包括支援センターの設置するというのは法廷で決められていまして、第 1 号被保険者の数において、その数というのは設置するというのは決めら

れております。

そこで、夕張におきましても、その設置するこの地域においては 1 カ所ということで、基準については満たしているという状況であります。

ただ、ほかに市内にサービスに対しての相談業務を担う市と指定居宅介護支援事業所というのが 7 件から 10 件弱市内にございますので、そういうところの連携がこれからさらに必要になってくるかなと思っております。

(角田委員)

いわゆる総合案内所ということの位置づけの中で、やはりここが中核になりますよね。いわゆるサービスの入口ですよ、そこからすると 1 カ所あるのはわかるのだけれども、では体制的にどうなっているのか、何名の体制でやれて、その部分の業務状況としてはどういう状況にあるのか、そこら辺は課長の中では把握できていないところなのかな。

(保健福祉課長)

総合相談窓口としての役割ということで、位置的には主任介護専門員というのが配置されています。

そこで、各事業所の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携をとることはもちろんのこと、また定時期に二、三カ月に 1 回ごと介護支援専門員の連絡会というのを開いて、そこで情報共有等を図ってきております。

(角田委員)

いわゆる現状はどうなっているのかと、業務としてこれからいろいろな範囲で細分化された中で、明らかに私がこの説明を受ける中でも、この包括支援センターの役割という位置づけというのは、明らかに上がっているのは当然だし、その中で人数も含め、体制も含め、それと連携する形を含めて大丈夫なのということを確認したいのだけれども、どうもそこに行き着かないように思います。

(保健福祉課長)

体制的には先ほど言った 3 職種の担当者が各 1 名ずつ主任介護支援専門員、保健師、そして社会福祉士、その配置 1 名ずつが やっていきます。

現状としては、社会福祉士のかわりに代行として保健師がさらに 1 名配置されているという形の中で、総合相談に関しては対応がしっかりとっているという実態でございます。

(角田委員)

しっかりと捉えているという認識ということの、今、説明であります。

これから、それは今、課長の認識だと思う、それを否定するつもりはありませんけれども、やはりどんどん住宅も含めて周りに人がいなくなっていく地域もある、その中で孤立しているお年寄りも何とかしなければならないと

いう課題がある中で、やはり民生委員だけでは終えないところも含めて、いろいろな連携が必要ですよ。

その中で、業務の範囲も含めて言うとかかなりここ行っているということではなくて、周りの連携があってこそ生きてくるシステムだと思うので、この辺の交通整備を福祉課を中心となってやっていただかないと、いろいろな事業所もありますといったところで、そこにどうつないでいくかということが本来の大事なところだと思うのです。

段階に応じてということも含めていうと、入口がないと次の段階にも進めないし、結局は何のサービスも受けないまま、ただ孤立している方も私は見たこともあるし、聞いたこともあるし、そういう人たちを何とか減らしていく方法も考えなければいけないのだけれども、どうでしょう、この支援センターまで行き着かないことには、それは始まらないですよ。総合案内所に行き着いていかないと、いわゆるお年寄りを守ってあげられないのと始まらないわけですから、そこら辺が私はこのいろいろな資料のたくさんの膨大な量があるけれども、一番肝心なのはここなのではないのかなと思うので、ここら辺をよく連携がとれるように力強く支援していただきたいということで、これは要望になりますけれども、そういうことで考えていただいていいのだろうか。

(保健福祉課長)

今、地域包括ケアシステムの目指す方向性、これの内容のご説明とお話かなと思うのですが、これからについてはしっかりと地域ケア会議、こういうものも担当者のみならず、地域における社会資源を待っている皆さん、そういうものも含めた中での個々のケースの対応とか、地域の課題とか、そういうものをぶら下げながら協議していくことをつくりたいと考えております。

(角田委員)

いわゆる業務量を含めて限られた人間でやっているとすれば、そこらの掌握も含めてやはり課長を中心とした役所の福祉課も含めて、相手方、いわゆる現場はどのようになっているのかということは逐一やはり気にしていただきたいし、必要な手だてがあるのであれば、それに応じて人を雇うということは当然、予算も必要なことなので、そういうことも含めて協議することも大事なことだと思いますので、そこら辺の連携、今後も含めてそういう報告は常々していただきたいということで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

21 ページを見ると高齢者人口の高齢化率というのがいよいよ 27 年度に入ると半数、52%というか、半数を上回るという、こういういよいよなんだなという、こういう状況であります。

それで、32 ページに入りまして

この保険量の介護保険料の基準額なのですけれども、空知支庁から見ても全国平均から見ても夕張は料金的には幾分安いですよというさっき説明だったのですけれども、介護保険料というのは利用者が多いと必然とこの料金は上がる計算にはなっていくのですよね。利用者が多いと保険料はおのずと上がっていくという方式ではないですか。

(保健福祉課長)

保険料の比較については、現在、全ての自治体でまだ出ているわけではありませんので、南空知の 1 市 9 町の中で比較等をさせていただいております。

保険料については、サービス料、それとそれを支える保険者の数、そのバランスによって保険料というのが決まってくるので、そういう仕組みになっております。

ですから、保険料がサービス料が多くなれば当然、保険料も高くなりますし、それに対してそれを支える第 1 号被保険者の数が少なくなれば、さらにその上昇も要因になるかと思っております。

(高間委員)

例えば、これだけ高齢者が多くなる、今現在も多いですけれども、ほかのまちよりもずっと多いのかなというふうに思っております。

その中で、先ほど角田委員もおっしゃっていましたが、高齢者が多いのに、元気な高齢者がいるのであれば、それが一番いいのですけれども、この料金が安く設定と、一見見たところいいなというふうには思うのですけれども、ちょっと中身を考えると、やはり必要なのかかかっていない人たちというのがいらっしゃる方も多分いるのかなという、この高齢化率が高いのに、この料金が安く設定できるというのは単純ではないかもしれないけれども、そういうことも含めて、先ほど角田委員のほうからも意見あったと同様に、そういう部分もやはりどうしてなのかなということをちょっと疑問に思ったものですから、そういうこともまた皆さんがまんべんなくご利用なされて、必要なものが利用されているのかなということをちょっと不信というか、思ったので、その点もまたこれから今後、心配っていただけたからなというふうに思います。

(大山委員長)

答弁はよろしいですか。

(高間委員)

いや、あればいただきたいです。あればというか、私の考えが違うのか、正常なのか。

(保健福祉課長)

努めます。以上です。

(高間委員)

はい、よろしくお願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

先ほど角田委員の質問に対して答弁のほうで、実態調査を 1,000 人程度ずつやりながらというお話がありました。その 1,000 人というのはどういう方向の 1,000 人なのか、それで本当に大丈夫なのかというところでちょっと教えていただきたいのですが。

(保健福祉課長)

昨年の行政常任委員会の中で報告はさせていただいていると思うのですが、高齢者実態調査というものを数年前に一斉調査をやっております。ただ、その追跡として、やはり定期的に全市をやるとなると、これは作業量から何か非常に難しい点もあるものですから、地区というか、1,000 人程度ランダムに抽出しながらそういう実態調査を行って、そして介護予防事業につなげていけたらと考えております。

(熊谷委員)

数年前の調査というのは、本当に非常に高い確率というか、本当に職員も大変な思いをされながら、いい調査ができたなというふうに思っているのですが、1,000 人程度ずつでランダムにということで、何かとてもそこら辺は心配です。

先ほど高間委員のほうからもありましたけれども、本当に高齢化が進んでいる中で、介護保険のことまでよくわからない方たちも多かったり、もう一つは介護の利用料ですね、利用料のことを考えて介護保険を使わなかったという人もいらっしゃるというふうに思うので、そういったところが今、具体的にどうということは言えませんが、よりよい方向で市民と一緒に考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、二つ目の夕張市介護保険条例の一部改正について質疑を受けて

まいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、三つ目の夕張市保育の実施に関する条例の廃止について、いかがでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、四つ目の認可保育所の利用者負担について、質疑を受けてまいります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、五つ目の夕張市子ども・子育て支援事業計画について質疑を受けてまいります。

(高間委員)

この 16 ページの課題の中にも入っております。放課後児童クラブとか、遊び場だとか、その下の仕事と子育ての両立ということで、現状、例えばこの紅葉山保育園も廃止になって、三つの保育所ということで、それでその状況と利用者の状況だけど、児童クラブというか学童保育の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(生活福祉担当課長)

まず、子どもたちの利用状況、まず認可保育所につきましては、資料に掲載しておりますとおり、定員に対してほぼ利用者が出るという状況が続いています。

一方、学童クラブにつきましては 2 カ所、夕張小学校のようにそれぞれ定員 25 ずつで 50 名というところでございます。

ちょうど 27 年度に募集がございまして、両方合わせて 38 名という利用状況でございます。

以上です。

(高間委員)

それで、例えば保育園がこの入所率が 100%を超えているということは、こっちの側としてはいいのです、利用する側としてはやはり入りたくても、ちょっと入れないのかなという、そういう声を勤めている方からは聞くのです。

それで、ここら辺を例えば働くお母さんたちも今、結構ふえております。そこら辺を市としてどう対応していくのかなという、国の政策も今や子育てというのには力を入れていますが、満杯だからもうこれ以上どうしようもないよねというので終わってしまうのか、やはり利用される側のニーズにどう応えていこうとしているのかなということをちょっとお聞きしたいのです。

(生活福祉担当課長)

まず、認可保育所の部分につきましては、定員を統合の関係で一時的に超過している状況に今なっておりますが、弾力的な運用の中で 20%までは受け入れが可能ということでございますので、認可保育所につきましては待機という状況は現在のところないというところでございます。

一方、学童クラブにつきましては、先ほど申しましたとおり夕張小学校と若菜ということで、どうしても小学校内に を希望する方、当然、人口が集中している地区等で、どうしても数年前から時期的に夕張小学校に入れない子どもたちというのが発生するというような状況になります。

それぐらいの小学校 1 年生から低学年の子どもから優先順位、利用者を入れて、多くは 4 年生あたりで中三と申しますか、そういう部分で何人かは入れないという状況が続いているという状況であります。

(高間委員)

新聞報道で見ると、例えば市長とのふれあいトークの中でもそういう声は多かったと思うのです。例えば、利用したくても利用できない状況ということで、これからそういう指定管理というか、しているところの校舎の空き教室を使ってという、そのような話もちよっと中では出ていたと思うのですけれども、例えばそういう言葉だけではなくて、それがそういうふうな動きが少しでもあるのだったら、やはりそれをもう少し加速化させるような動きというのは期待していると思うのです。そこに来られた方、また今、入りたくても入れられない方、市としてこういうふうを考えてくれているのだなということ期待されていると思うのです。

それで、やはり 報道した以上は、やはりその動きを市民の皆様、利用者の皆様に見せていっていただきたいなというふうに思いはあります。

そのことで、今、現状は聞いたのですけれども、若菜のほうは利便性というか、生徒さんが少ないのかどうか、空きは多いようでありますけれども、やはり南のほうにとってやはり、もっと違いところにそういう例えば児童クラブであつたらいいなという、便利だなという母さんたちはたくさんいらっしゃるのです。

そういう動きについて、ではこれからどう動いていくのかなという、そのその期待をちょっと聞かせていただきたいです。

(生活福祉担当課長)

いわゆる学童クラブ、あるいは一般書づくりにも絡んでくると思いますが、先般の市長とのふれあいトークで子育て世代の方を中心とした 開催した中でも、来ていただいた方から学童の部分、居場所づくりということで私、先ほど申し上げましたような状況、あるいは南のほうに移動距離と考えると

悩んでいらっしゃる方たちも、もちろんご存じだと思いますけれどもおりますので、ぜひそういう方たちが安心できるような方向で今後、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(生活福祉担当課長)

グループホームにつきましては、今の障がいの流れが施設から在宅へということで、非常にグループホームというのは地域で暮らしている、非常に大きな位置づけでございますので、市内にございます事業者の方等含めて、またこの計画策定に当たって来年度以後も引き続き協議会を開催いたしまして、さまざまな個別のケース等含めて夕張の求められているもの何ができるのかという部分を協議してまいりたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に 7 番目の生活困窮者自立支援法の施行について、質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
2. 夕張市汚泥再生処理センター設置条例の制定について
3. 南清浴場の閉鎖について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課からは 3 点、報告させていただきます。

まず、1 点目、夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。資料 1 をお開きください。

今回の条例、一部改正について、改正内容の 1 点目としては先月の行政常任委員会でご説明したとおり、本年 7 月より新たに徴収を行う予定のし尿処分手数料についての条例の改正であります。

なお、激変緩和措置として、27 年度徴収分については半額とする措置につ

いて、附則において平成27年度のし尿処分料の特例として表記しております。

改正内容の2点目として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、法律の名称変更と条文の文言修正を行ったものであります。

改正部分について、資料1の新旧対照表にて比較しておりますので、ご参照ください。

報告事項の2点目、夕張市汚泥再生処理センター設置条例の制定であります。資料2をお開きください。

老朽化した現し尿処理場の改築事業である、汚泥再生処理センター施設整備については、これまで平成23年度で基本計画策定を、24年度で発注仕様書作成を行った上で25年度に工事請負業務の契約を締結し、3カ年度にわたる建設工事をこれまで取り進めてきたところでございます。

施設建設の大型のところは、26年度末をもってめどをつけ、27年度は外構工事及び本格稼働に向けた試験運転を6月末まで実施し、本年7月より本市のし尿処理を新施設にて行う予定であります。

このことから、新施設の設置条例案を第1回定例市議会に上程したいと考えております。

資料2に条例案の概要を記載しております。条文において、施設設置の目的をし尿、浄化層汚泥、その他の有機性廃棄物の適正処理及び再資源化を行うことにより、循環型社会の形成に資するとし、施設の正式名称を夕張市汚泥再生処理センターとしております。

また、本施設はし尿処理の過程で得られるリンを固定化回収し、リン酸肥料として再資源化を行うものでありますが、第6条においてその取り扱いを示しております。

本条例の施行日は施設の稼働日である本年7月1日としたいと考えておりますが、これとあわせて現し尿処理施設の設置条例である夕張市し尿処理場条例の廃止を6月末までに施設に搬入したし尿処理を有する時間を考慮して、10月1日を廃止日としたいと考えております。

報告事項3点目、南清浴場の閉鎖についての報告であります。資料3をお開きください。

現在、本市が運営している共同浴場は南清、宮前町、真谷地及びリフレッシュセンター、清陵の4施設であります。うち、南清浴場についてであります。市がこれまで推進してきた住宅再編事業も南清水沢地域においては平成26年度で一区切りとなり、現在、当該地域において風呂なしの公営住宅入居者はゼロとなっております。

この状況を踏まえ、地域の衛生インフラの という市が共同浴場を運営する目的も南清浴場については一定程度、達し得たものと考えたところで

ございます。

本件について、昨年暮れ、南清水沢地域の方々にこうした状況を説明し、意見を交換したところであり、地域においても近い将来の閉鎖に向け一定の理解を得ることができました。

現在、当該浴場においては、1日当たり約20名前後の利用者がおりますが、いずれも自宅にお風呂があるか、南清水沢エリア外から来ておられる方であり、近隣他浴場への誘導も可能であるものであります。

つきましては、南清浴場については運営を閉じる方向としたいと考えております。

閉鎖の時期については、議会への説明後、地域及び利用者への正式なアナウンス、周知に一定期間要すべきものとして、27年6月末とし、それまでの期間において広報での掲載及び浴場でのポスター掲示により利用者周知に努めたいと考えております。

以上です。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. C B Mを活用したまちづくり市民フォーラムの概要について
2. 平成27年度民間賃貸住宅建設事業者の募集スケジュールについて
3. その他

(大山委員長)

それでは次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

それでは、まちづくり企画室より2点ご報告申し上げます。

資料1と2に基づいてご説明申し上げます。

まず資料1をごらんください。C B Mを活用したまちづくり市民フォーラムの概要についてでございます。

こちらにつきましては、来週金曜日、18時から市民研修センターにおいて先般、夕張市が国の地域再生計画の認定を受けたことを踏まえまして、今後、

C B M開発について実際に事業を進めていくに当たって、まず市民の皆様にC B Mエネルギーとはそもそも何なのか、市がこのエネルギーを用いてどういうビジョンを描いているのかですとか、それぞれ市役所だけでなく、市内で活動される事業者の皆様から見た場合のC B Mの活用の可能性等々について講演、あるいはパネルディスカッションということを通して、市民の皆様の市民理解を高めるということを目的に開催するものでございます。

詳細については、資料記載のとおりでございますが、1点修正でございます。

項目4の開催内容、(3)パネルディスカッションのパネリストに名を連ねておった夕張ツムラの代表取締役社長の原社長につきましては、日程の都合がつかないということで、こちらについては欠席の予定で最終調整をしているところでございます。項目1番については以上でございます。

資料2をごらんください。

平成27年度民間賃貸住宅の建設事業者の募集スケジュールについてでございます。こちらの事業につきましては、本年度、新たに20戸の民間賃貸住宅の建設を行ったところでございますが、来年度予算にも同規模の予算を計上させていただいておりますが、こちらの事業実施のスケジュールにつきましては、こちら資料の掲載しているとおり、手順を追って進めたいと思っております。

今年度、移動につきましては一番上の①の補助要綱の配布から②の事前協議の受付開始まで、昨年度は②から行って手続きを一定の準備時間を確保すると、これは主に備考欄書かせていただいておりますが、仮に底地を市有地の活用を考えている場合については、事前に市との調整、あるいはどういった土地があるのかということについて情報交換をする期間を取るべきという目的で今回、1カ月程度時間をとらせていただいております。

それ以降の手続きにつきましては、5月1日以降、順次、今年度と同様の手続きを経て行ってまいりたいと思っております。

この内容につきましては、4月広報に掲載を予定しているところでございます。この点については以上です。

(大山委員長)

その他はございません。

(まちづくり企画室長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(藤倉委員)

C B Mについてですけれども、その前に現鈴木市長 体制の行政常任委員会もきょうこれが最後ではないかと思うのですけれども、したがって大変、申しわけありませんが、あえて私の存念と要望を申し上げたいと思います。

一つが、C B Mの問題ですけれども、今、お話ありましたように、これから市民の皆さんにフォーラムを開いて、そういう気運を高めていこう、市民の皆さんの理解を含め気運を高めていく、全くおっしゃるとおりで大事なことでと思います。

しかしそれは、市民向けのことで大事なことです、もっと根本を考えると今から 8 年前にもう全てに夕張においてC B Mの実験といいますか、それらも済んで、ある意味では済んでいるわけです。夕張にはC B Mがある、今それまた手順を踏んで再度そういう調査の面から入っていくということですが、私が思うのは確かに夕張市民、また全国の皆さんに非常に夕張をC B Mによって再生しようと、こういう花火を打ち上げてくれましたけれども本当かなと、もしかしてという常に私は があるわけです。絵に描いた餅ではないのかと、もっとやはり本気になってくれなければ、取り組んでくれよと、この問題については、今、改めて夕張にC B Mのあれが出てきたわけではなく、もう既にやっているではないかと国がとまず申し上げたい。

それから、今、夕張をP Rするために先般、たしかこれは市長の報告だったと思いますけれども、夕張C B Mのために国は 50 億の費用を見込んでいるというような話を私は聞いた覚えがあります。違ったら訂正してください。

しかし今、もう一方、一つのボーリングをするために 1 本、支柱にボーリングするために 1 億かかると、そうすると 50 億だと 50 本のポールを打ち込む、その程度の金かと、これで本当に夕張がC B Mによって再生できるのかと、まちおこしができるのかと、それにしては先ほど申し上げましたように絵に描いた餅ではないかと、もっと道や国はこの実現化のためにどう動こうとしているのか、1 に自治体である夕張が幾ら声を上げてもし夕張でできるわけではありません。

あくまでも国、道、もしくは大企業、これらが一体となった動きがあつてこそ、私は実現可能だと。

ですから、市民の皆さんの理解を深めることは全く大切ですけれども、あわせて国、道に対して、これの本格的な行動を起こすようなことは行政、または我々議会として取り上げていかなければならないのではないかと、このように思います。

これは私の存念と意見・要望ですので回答は要りませんけれども、あえて

申すならば、この件について何か新しい情報等があればお聞きしたいと思います。

以上です。

(まちづくり企画室長)

ただいま藤倉委員のご発言の内容について、一部修正、一部補足をさせていただきますのですが、まず 8 年前に実施した事業、当然、国の事業として一度ボーリング調査を行っておりますが、その結果を踏まえた整理としては基本的には本格実施が採算性等の問題で難しいということが一定の結論が得られていたわけです。ですので、8 年前はそれ相応の結論が国の中でもされてきたと、ただ一方で今般、このような形で国の支援が出てきたという動き自体は、もともと政府が今、進めている情報創生の取り組みの中で、一つの大きい視点だと思うのですけれども、地方が自立、自主的な取り組みを行うことについては、国としても積極的に支援を行っていきましょうということで、我々がこの C B M の可能性を視野に具体的に夕張の地域活性化、将来のビジョン、どういう形で描いているのか、それについて実現可能性を少しでも高めるといふ観点からの国の支援を求めてきたところでございます。

ですので、藤倉委員おっしゃったように、C B M に対しての国のさらなる事業に対する直接的な支援という点については、今、市役所のほうで求めている内容とは若干異なるのかなというのがお聞きした限りの印象でございます。

また、夕張に対しての 50 億の支援というのは、多分それは国全体で 50 億の希望ということであって、夕張に対して 50 億まるまる支援ということでは決してございませんので、そこもまた修正させていただきます。

以上です。

(藤倉委員)

ありがとうございました。

確かに 8 年前を思い起こすと、夕張でメタンをとれる、それは実証できた。ただ、メタンが出るけれどもそれを事業化するのは非常に難しい、そういう結論づけだったと思います。

何を言いたいかというと、国においてもメタンは出るけれども、これ事業が難しいよと、その事業化が難しいのを一自治体の夕張がこれに取り組むというのは大変なことなわけです。

ですから、多分、室長もお考えだと思いますけれども、夕張市がもっと市民の気運を高め、また、この要望を上げ、さらには国全体、もしくは企業、それらの賛同なり、協力を呼び起こして、そしてやっていくのだと、このことが前提ではないかというように私は思います。

それは全くそのとおりです。あえて申し上げたいのは、その時間、経過でいくと絵に描いた餅になる、これは私の勝手な表現ですから、絵に描いた餅にならないようにひとつ進めていかなければならないと、このように考えているところです。

蛇足でした。ありがとうございました。

(大山委員長)

そのほか、何かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【総務課】

1. 夕張市職員給与条例の一部改正について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは1点、夕張市職員給与条例の一部改正についてを説明をさせていただきますと思います。

ページをめくっていただきまして、行政常任委員会説明資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、今回の条例の一部改正に当たっての趣旨でございます。

平成26年の国家公務員の給与勧告、すなわち人事院勧告の完全実施に伴いまして、国家公務員の給与については月例給平均で0.27%、期末勤勉手当0.15月、通勤手当単身赴任手当等の改定が行われたところであります。

このうち、月例給と通勤手当の改定は実施時期を26年4月1日に遡及して実施されたものでございます。

本市にあっては、この人事院勧告の取り扱いについては、人事委員会を持たない自治体であるがゆえに、慣例として人事院勧告を準拠して給与の改定が行われるというのが通例でございます。

しかし、本市にあっては唯一の財政再生団体であるという立場を踏まえ、月例給と通勤手当の改定を見送り、期末勤勉手当の改定のみを昨年実施したところでございます。

しかし、今般、月例給にかかる独自削減率の圧縮による改定について、国及び北海道との協議が整いまして、先般、財政再生計画の変更が了承された

ことから、このたび給料表の改定を国家公務員給料表にすぐに移行していくということとあわせて、所用の改定を行うこととするものでございます。

ここで言っているのは、独自削減率を圧縮するという部分で給与条例の改正が必要だという部分でございます。

次に 2 点目ですが、また勧告に準拠し、通勤手当、単身赴任手当及び期末勤勉手当の支給月数にかかわる変更、これは改定済みである 0.15 月、これを 6 月期の勤勉手当と 12 月期の勤勉手当にそれぞれ均等に振り分けるという国の姿勢もでございますので、それに準拠した形で今回、この給与条例の一部改正の中に折り込んで通勤手当、単身赴任手当、そして期末勤勉手当の支給月数の変更を行おうとするものでございます。

それでは、改正の中身について触れたいと思います。

(2) 番目、条例の一部改正内容でございます。まず、月例給に係る改正ですが、月例給に係る改正に当たっては、給与条例の附則第 11 項において、月例給に係る削減率を後ほど後ろにつけてあります新旧対照表 3 ページ以降に掲げるとおり、改定、改正しようとするものでございます。

これは、職務規定に応じて削減率を 100 分の 10.50% から 100 分の 17.25 の幅でそれぞれ級ごとに独自削減率を設定しようというものであります。

次に、イの通勤手当の改正でございます。これも、国家公務員の給与確保にあわせて、片道 5 キロ未満から片道 25 キロ以上の支給区分があるわけですが、記載のとおり片道 5 キロ以上、10 キロ未満から、片道 25 キロ以上の部分について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、ウの単身赴任手当に係る改正でございます。

本市の条例にあつては、月額 2 万 3,000 円ということでございますが、国家公務員とあわせて月額 3 万円に改正をしようとするものでございます。

次に、エの期末勤勉手当支給月数に係る改正でございますが、現行支給月数を条例本則、そして条例附則における本市の削減の状況を記載してございます。

これを改正支給月数にあわせて本則と附則についてそれぞれ記載のとおり改正しようとするものでございます。なお、財政再生計画本文については、文言修正を昨年の変更で行ってございます。

期末勤勉手当については、支給月数を 3.3 月とし、役職加算は凍結するという文言でございますが、これは計画どおりの枠の中の変更ということでご理解をいただければというふうに思います。

なお、条例の施行日は本年 4 月 1 日を予定しているものでございます。

月に、水道事業会計に該当するかと思います。公営企業会計職員についても申し上げた給与改正の中身と同様の改定を行うということで、夕張市企

業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表をつけてございます。これは、一般会計職員、特別会計職員に倣って企業職員についても同様の改正を行うという中身であります。

総務課からは以上です。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これで、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
